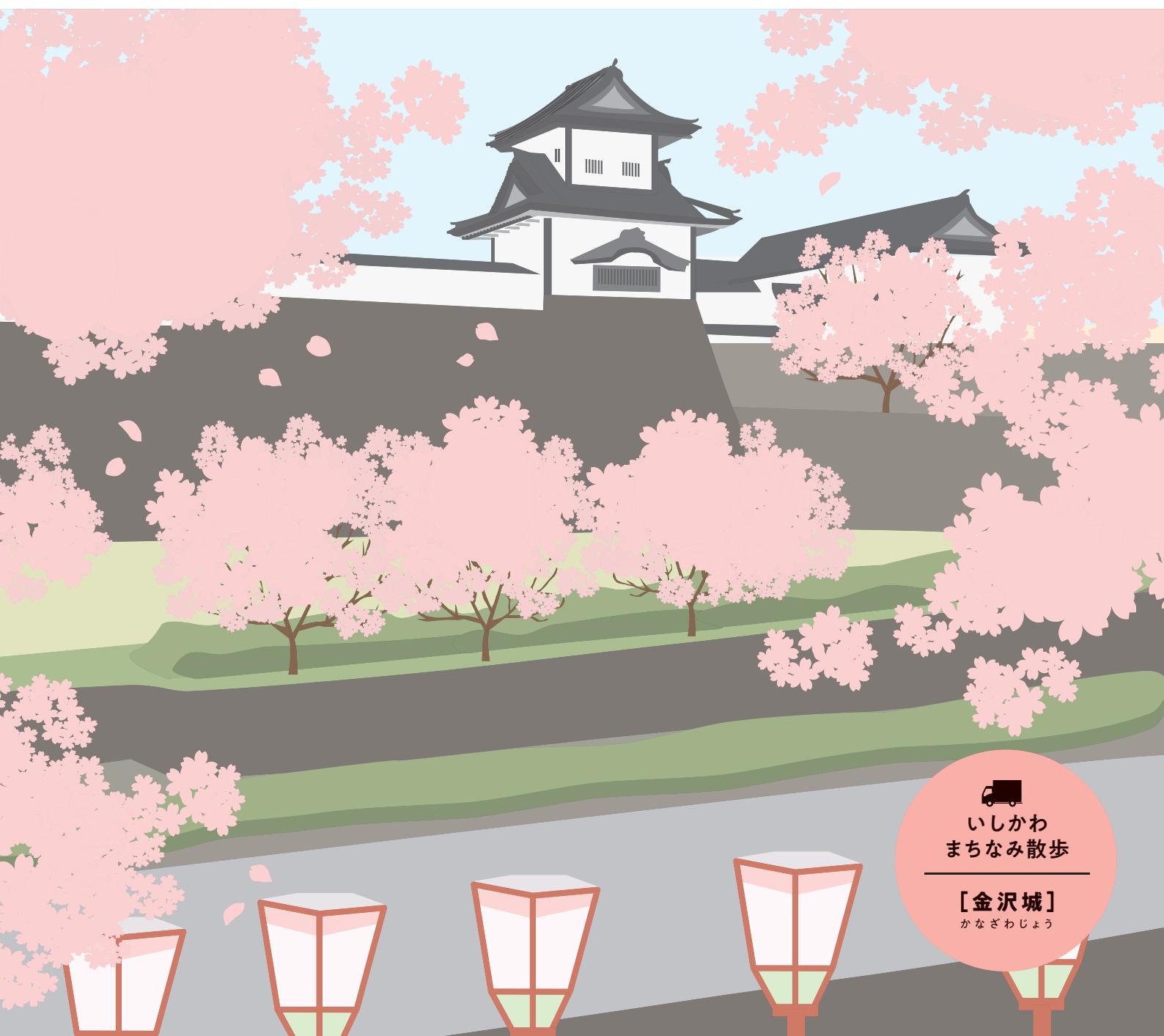


vol.237

4

トラックのひろば

ISHIKAWA



いしかわ
まちなみ散歩

【金沢城】
かなざわじょう

TOP NEWS

令和2年度事業計画・予算を承認
新型コロナウイルス関連情報



一般社団法人
石川県トラック協会



いしかわまちなみ散歩

石川県の美しい街並みを
ゆったりとトラックで巡ります

今月のSPOT 金沢城



金沢城の城址は国の史跡に指定されており、城址を含む一帯は金沢城公園として整備されています。建築的には櫓や門に見られる、白漆喰の壁に、せん瓦を施した海鼠壁と屋根に白い鉛瓦が葺かれた外観、櫓1重目や堀に付けられた唐破風や入母屋破風の出窓は、金沢城の特徴と言われています。また、金沢城は、前田利家の入場後、本格的な石垣づくりに着手し、出入口や庭園といった場所に応じて、さまざまな技術が工夫されたことや何度も建築が行われたことにより、いろんな種類の石垣を見るることができます。石垣に関する歴史資料や、石を切り出した丁場、石引き道の存在など金沢城は「石垣の博物館」と呼ばれています。金沢城公園は、毎年、四季折々のイベントが行われており、ありし日の歴史ロマンに思いをはせながら、城を見たり整備された公園を散策してみてはいかがでしょうか。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

4

APRIL
237号

ホームページ NEW!



新型コロナウイルス関連



協会ホームページに新型コロナウイルス関連ページを設置しております。

1 TOPNEWS

- 令和2年度事業計画・予算を承認
- ～適正な運賃・料金収受、働き方改革の実現などを重点項目に～
- 交通安全意識浸透に関する覚書を締結
- 新型コロナウイルス感染症に係る深刻なトラック運送業界からの支援要望
- 新型コロナウイルス関連情報
- 令和2年度事業計画・収支予算

11 ご案内

- 令和2年度各種助成・融資制度一覧
- エコドライブ推進事業所認定事業
- 令和2年度安全性評価事業（Gマーク）事前説明会の開催
- 令和2年度省エネ走行研修
- 第41回トラックドライバーコンテスト石川県大会
- 事業報告書・事業実績報告書の提出
- 令和2年度北陸信越運輸局及び石川運輸支局功労者表彰並びに運行管理者表彰

18 3月のおもなNEWS

20 適正化NEWS

- 運転マナーの遵守徹底を！
- あおり行為など危険運転は絶対にしてはいけません!!

21 業界NEWS

- ドライバーの命と大切な荷物を守るために！
- 異常気象時は運行中止も視野に…
- 北陸地方整備局管内の特車通行許可時間帯の指定を見直します！

24 情報コーナー

- 新規会員のご紹介
- 4月の行事予定
- 会員名等の変更
- 交通事故発生状況
- 軽油価格

27 事例研究



TOP NEWS

トップニュース

令和2年度事業計画・予算を承認 ～適正な運賃・料金収受、働き方改革の実現などを重点項目に～

3月11日（水）、トラック会館において、第334回理事会・第309回交付金運営委員会合同会議を開催。次年度の事業計画・予算案など全17議案を審議し、全ての議案が原案どおり承認されました。

事業計画では、次年度施行予定の標準的な運賃の告示制度への対応や感染症対策への取り組みなどが新たに盛り込まれ、重点施策に「長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等『働き方改革』の実現に向けた対策の推進」や「人材確保対策の推進」など10項目を掲げ、業界の諸課題の克服と今後のトラック事業の発展のため、諸活動を積極的に展開していくこととしました。

また、今年に入り、石川県内での死亡事故が多発していることを受け、3月27日に石川県警と「歩行者保護等の交通安全意識浸透に関する覚書」を締結することとしました。（関連記事 P2）

交通安全意識浸透に関する覚書を締結

3月27日（金）、県内の交通死亡事故の増加を受け、当協会及び石川県バス協会、石川県タクシー協会の3団体と石川県警察本部は「歩行者保護等の交通安全意識浸透に関する覚書」を締結しました。これは、プロドライバーが率先して模範運転を示すことにより、一般ドライバーへの交通法規の浸透と安全意識の高揚を図ることを目的としたもので、石川県警察本部で執り行われた締結式に久安会長が出席し、覚書に署名をしました。



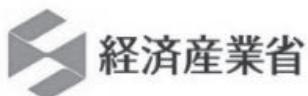
覚書に署名をした久安会長。（左から2番目）

新型コロナウイルス感染症に係る深刻なトラック運送業界からの支援要望

全日本トラック協会は、先般、緊急調査した「新型コロナウイルスの影響によるトラックのキャンセル等状況調査」の結果をもとに、3月18日（水）、19日（木）に政府与党に対して、トラック運送業界の窮状を説明することともに、左記事項について要望をしました。

【要望内容】

1. ドライバーに対するウイルス感染予防に対するマスクや備品などの優先的な配布
2. 資金手当てへの支援
 - (1) 当面の金融機関からの返済猶予
 - (2) 金融機関による貸し剥がしの防止
 - (3) 公的融資制度の一層の拡充
 - (4) 固定資産税の軽減等税制の特例措置
3. 雇用調整助成金の拡充（ドライバーの雇用継続のため）
 - (1) 緊急事態宣言が発出された地域に対する特例措置を全国に拡充
 - （助成率：中小2／3→4／5、大企業1／2や→2／3等）
 - （2）教育訓練費について、リーマンショック時に措置された水準に拡充
 - （1人1日当たり1,200円→大企業4,000円、中小企業6,000円）
 - 4. ウイルス感染防止のためのトラック運送事業者が行う安全諸施策につながる正確な情報の発信
 - 5. 物流が滞ることのないよう物流効率化・生産性向上や高速道路の利用促進に向けた諸施策の支援



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 → e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁Twitterのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年3月24日20:00時点版

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大 厚生労働省

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (参考) リーマンショック時 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受けた事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (2か月以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があつたものとみなす
1年のクーリング期間が 必要 6か月以上の被保険者期間 が必要	クーリング期間の撤廃	クーリング期間の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	被保険者期間要件の撤廃 同左 + 上記対象期間 3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする

2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、教育訓練の実施を別途講じる

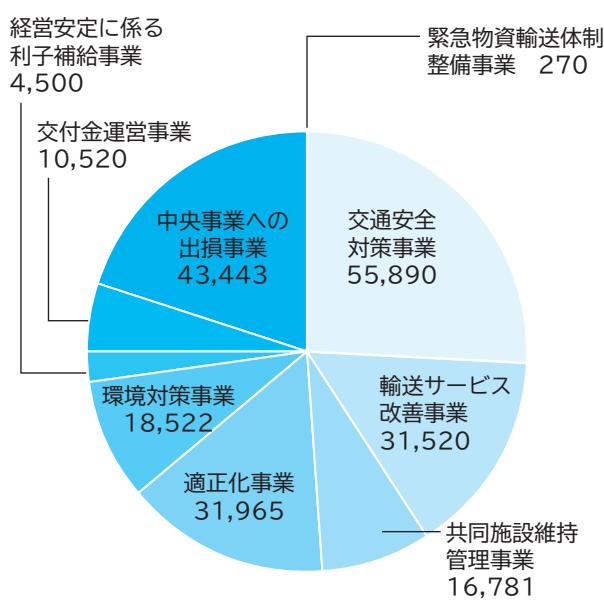
令和2年度

事業計画

重点施策

令和2年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進
- (2) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (3) 人材確保対策の積極的な推進
- (4) 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進
- (5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (6) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (7) 燃料高騰対策等の推進
- (8) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (9) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (10) 荷主・消費者等对外広報活動の推進

令和2年度交付金
会計事業活動支出（内訳）

(単位：千円)

実施事業等合計	収 入	214,411
	支 出	241,321
	収支差額	△26,910
その他会計	収 入	16,397
	支 出	19,947
	収支差額	△3,550
法人会計	収 入	66,002
	支 出	86,390
	収支差額	△20,387
当期収支差額		△50,847
経常外費用		△10,000
正味財産期末残高		23,654

令和2年度

收支予算

令和2年度事業計画

① 標準貨物自動車運送約款の漫透等による適正な運賃・料金收受の推進

(ア) 契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着

- 運賃と料金の区別や付帯作業が明確化された標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、会員事業者及び荷主に対して周知を行い、更なる普及定着を図る。

(イ) 標準的な運賃の告示制度に係る対応

- 令和6年度より、「ドライバーの時間外労働の上限規制が適用される」と踏まえて、改正貨物運送事業法で施行された「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「荷主対策の深化」に加えて、「標準的な運賃の告示制度」の内容について周知するなど、制度の普及促進を図る。

(ウ) 働き方改革対応に向けた原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受

- 働き方改革への対応に資するため、原価意識の強化及び適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催するとともに個別企業に対する経営診断助成を行う。

② 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

(ア) 働き方改革関連法への適切な対応

- 全ト協が策定した「働き方改革の実現に向けたア

アクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容や対応策を周知するなど、積極的な対応を図る。

- 全ト協と連携を図り、トラックドライバー等の賃金や労働時間等の実態を把握し、諸施策や要望活動等に対応する。

(イ) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の適確な運営

- 行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の適確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを支援する。

(ウ) ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- 行政等と連携によるセミナー等を通じて、「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について普及促進を図り、引き続き荷主とトラック運送事業者による生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。

(エ) 改善基準告示の見直しに向けた対応

- 改善基準告示の見直しに伴い、トラックドライバーの労働時間の実態やトラック運送事業者の改善基準告示及び働き方改革関連法への対応状況を把握し、諸施策や要望活動等に対応する。
- トラックドライバーの労働時間の短縮、休日の取得促進をはじめとする環境整備を積極的に推進する。

(オ) 運転者職場環境良好度認証制度に係る対応

- 新たにスタートする「運転者職場環境良好度制度」の内容について周知するなど、制度の普及促進を図る。

(カ) 人材確保対策の積極的な推進

- IT活用の推進を図るため、先進活用事例等幅広く周知するセミナーを開催し、事業者における人材不足や業務効率化に資するための生産性向上等を支援する。

(キ) 中継輸送の実現に向けた対応及びスマップボディ、ダブル連結トラック等の普及

- 国土交通省の「中継輸送実施の手引き」や「スマップボディコンテナ車両活用促進に向けたガイドライン」について周知するなど、事業者が対応可能な中継輸送や共同輸配送について必要な対応を図るとともに、荷待ち時間の削減など輸送の効率化に有効なスマップボディ、ダブル連結トラック等の普及に関して必要な対応を図る。

③ 人材確保対策の積極的な推進

(ア) 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

- インターーンシップ登録サイトの活用とインターネット実施事業者への支援を図るとともに、就活イベントへの参加や高等学校等への周知活動を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- 準中型免許取得、普通免許等限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。また、継続して、大型・中型免許等の取得促進をはじめとする環境整備を積極的に得助成を行う。
- 若年者、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進
- 若年者、女性及び高齢者の採用を含めた活動、採用後の労務管理等のマニュアルや人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外

的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

(ウ)事業後継者等の育成

- 事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業の実施、他業界等の青年組織との意見交換を行うとともに、社会貢献活動に取り組む。
- 優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校の講座受講を促進・助成を行う。

(エ)人材確保に係る課題に対する対応策の検討

- トラック運送業界における人材確保に係る課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。
- 地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じ、会員事業者的人材確保支援を図る。

4 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進

△交通事故防止対策

(ア)事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

- 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を削減するための各種施策を積極的に推進し、交通事故防止の実効性向上を図る。
- 定時総会・事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

(イ)飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化

- 運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、飲酒

運転根絶意識の向上を図る。

(ウ)安全意識の高揚、運転技能の向上を図るため、ドライバー・コンテスト、SDラリー・コンテストの継続実施

- 交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止意識の高揚を図るとともにWEB版ヒヤリハット集など効果的な映像を活用した実践的なセミナーを開催する。

(エ)安全対策機器等の普及促進

- 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図る。
- ドライバー等安全教育訓練促進助成事業の利用促進を図る。

(オ)安全対策機器等の普及促進

- ドライブレコーダーをはじめとした衝突被害軽減ブレーキ装置、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロックなど安全対策機器の導入を助成し、積極的な普及促進を図る。

(カ)運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断（一般・初任・適齢）、運転記録証明の助成

(キ)「運輸安全管理マネジメント」の普及拡大

- 運輸安全管理マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全管理マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進する。

(イ)駐車問題見直しへの対応

- 貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努

め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

(ケ)降雪期における安全運行の推進

- 降雪期における安全運行の徹底を図るため、全運転指導及び啓発活動を実施するほか、タイヤチェーン義務化への対応や道路除雪（凍結対策及び無装備車両（冬用タイヤ、チエーンの装着）の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行つ。

(サ)「重要物流道路」の更なる拡充や機能強化の推進

- 大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境を実現できるよう重要な物流道路の指定がされ、指定された区間の道路整備が早期完成・共用されるよう、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行つ。

(タ)車両及び道路通行等諸規制の緩和要望の推進

- 車両制限令及び特車申請の運用のあり方等について、制度の簡素化・手続きの迅速化、また各種規制の緩和等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行つ。

(ア)過労死等防止対策の推進

- 平成29年度に策定した「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- セミナー・啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を行つ。

(イ)健康状態に起因する事故防止対策と定期健康診断の受診促進及びメンタルヘルス対策の推進

- 健康状態に起因する事故防止のため、「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策や定期健康診断の受診に対する助成を継続して行う。また、メンタルヘルス対策強化について普及啓発を図る。
- 中小トラック運送事業者のための健康管理システム(運輸ヘルスケアナビシステム)の導入・活用を推進する。
- 脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行う。
- (ウ)睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策及び新型インフルエンザ対策等の推進**
- ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。
- 新型インフルエンザに備えて、地方公共機関としての対策業務が的確かつ迅速にできるよう努めるほか、新型コロナウィルス感染症拡大をめぐる状況やその影響を的確に把握し、今後の事態を見据えた対策に取り組む。

(イ)労働災害防止の推進

- 陸運労災防止協会と連携し、第13次労働災害防止計画を踏まえた労災事故防止対策に取り組む。
- 安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対して労災事故防止に関する協力を求める。
- (オ)高速道路のSA・PA・道の駅における駐車スペースの確保・拡充**
- 労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のSA・PA・道の駅における駐車スペースの整備・拡充について、全ト協と連携し、積極的な要望を行いう。

- ◇環境・省エネ対策
- (ア)環境・省エネ対策の推進及び啓発**
- トラック運送業界における環境・省エネ対策を積極的、かつ継続的に推進・啓発することにより社会との共生を図る。
 - 環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。
 - 安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。
 - (イ)エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進**
 - 燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。
 - アイドリングストップ支援機器(エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等)導入助成事業を促進する。
 - エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。
- (ウ)NGV等環境対応車の普及促進**
- 環境対応車であるNGV(天然ガス自動車)及びハイブリッド車の導入を促進するため、導入のための助成事業を行う。
 - NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ペースト新長期規制等適合車への代替に対し、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。
- (エ)大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及**
- 5 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現**

び更なる割引の拡充等

- 高速道路の利用をさらに促進するため、大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、長距離通減制の割引及び深夜割引等の拡充など更なる割引制度の充実に向けて、要望活動を展開する。
 - (イ)高速道路における安全対策及び渋滞対策の推進**
 - 輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、高速道路ネットワークの解消ほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を開く。
 - (ウ)ETC2.0を活用した物流対策**
 - ETC2.0搭載車を対象に実施されている高速道路からの一時退出を可能とする措置について、対象となる道の駅の拡充や退出時間の拡大が図られるよう要望するなど、ETC2.0を活用した物流対策の充実に向けた積極的な対応を図る。
- (ア)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現**
- 6 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現**
- 自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、要望・陳情活動を積極的に展開する。また、事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく要望・陳情活動を開く。
 - (イ)軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減**
 - 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公

平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトランク運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、要望・陳情活動を展開する。

7 燃料高騰対策等の推進

(ア)自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- 自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施

- 軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

(イ)近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

- 物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に

- 対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。

- 信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

(ウ)石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

- 軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

(エ)アイドリングストップの徹底

- CO₂削減 燃料高騰対策の一環として、ドライバーに対し、駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

(オ)燃料サーチャージ導入の積極的な推進

- 燃料サーチャージガイドラインを周知するなど、導入を促進する。

8 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

(ア)適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び

地方評議委員会の適切な運営

- 適正化事業指導員の専任化、巡回率向上を図るための指導体制の強化を図り、また、地方評議委員会の適切な運営に努める。

(イ)事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

- 巡回指導については、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導を行うとともにに車両制限令違反情報のあつた事業者に対する荷主情報の聴取等を実施する。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法及び改正貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。

- 巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、昨年度改定した巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。

(オ)安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開

- 「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し円滑な推進を図る。

- 荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

- 長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

- Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。

- 事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。

的義務の周知徹底、啓発活動の推進

- 巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。

(イ)適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上

- 全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

- 適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

(ウ)社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法

- 社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法

⑨ 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

(ア) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

- 大規模災害時における事業用トラックによるライフルライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、これまでの震災対応を踏まえ、災害物流専門家の育成など緊急物資輸送体制の確立を図る。

(イ) 緊急救援物資を適確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信（衛星電話・テレビ会議システム等）を活用した情報伝達訓練を適宜行う。

10 荷主・消費者等对外広報活動の推進

(ア) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

- 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進を図るために、広報媒体を活用し業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。
- 引越基本講習と引越管理者講習を開催して、引越約款や法令等の周知徹底を図る。
- 引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越の周知活動を幅広く推進する。

(イ) 機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と拡充施策の推進

- 業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。

「ひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。

○情報発信の基盤的役割を担つホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

(ウ) 10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

- 10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。

(エ) トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

- 重要な課題・取組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行つ。
- 多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、SNS等を活用した積極的なPRを推進する。

(エ) 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率的運用

(オ) 関係機関の受託業務等の推進

- 事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ適確に対応するため、支部・各委員会・部会組織の効率的な運用を図ることもしくは必要に応じて新たな組織等の設置を検討する。

(イ) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

- 関係機関等と連携を図り、交通需要マネジメント（TDM）、交通システムマネジメント（TSM）に関する情報の収集に努め、大会の円滑な運営に協力する。

(ウ) 運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

- 補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営・健全な発展を促進するほか、トラック会館の施設運営及び維持管理に努める。

四 その他

(ア) 国民保護に関する業務の推進

- 武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関との対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

(カ) 庶務関係事項

- 本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。

ご案内

令和2年度 各種助成・融資制度一覧

交通対策事業

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成 事前申込

対 象 車両総重量 3.5t ~ 8tまでの事業用自動車に全日本トラック協会が指定した装置を導入した場合

金 額 装置価格(税抜)の1/2(上限10万円)

安全装置等導入促進助成 事前申込

対 象 全日本トラック協会が指定した装置を導入した場合

- ①後方視野確認支援装置
- ②側方視野確認支援装置(中型・大型自動車に限る)
- ③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置
- ④IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所が導入する場合に限る)

金 額 車両1台につき対象装置ごとに2万円(①②のいずれにも該当する装置の場合、2万円)※助成金額を下回る場合は、価格を超えない額。

ドライブレコーダー機器導入促進助成 事前申込

対 象 全日本トラック協会が指定した装置を導入した場合

金 額 ①簡易型・標準型 1万円
②運行管理型 2万円
EMS機器一体型 機器価格(税抜き)の1/3(千円未満切捨て・上限6万円)
※国の補助金との併用は、助成対象外。
自治体等助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で助成

ドライバー・安全運転管理者の安全運転教育の助成 事前申込

対 象 全ト協指定の講座を受講した場合

金 額 ①ドライバー・安全運転管理者研修
…受講料7割助成(Gマーク認定事業所は全額)
②一般研修(1泊2日)…1万円助成
※1事業者10名まで

一般適性診断・初任・適齢診断の助成

対 象 石川県トラック協会が締結している機関(自動車事故対策機構等)で適性診断を受診した場合。

金 額 ①一般適性診…全額
②初任・適齢診断…2.4千円
※会員名簿の車両台数の範囲内

運行管理者一般講習の助成

対 象 運行管理者が石川県トラック協会が締結している機関(自動車事故対策機構等)が実施する一般講習を受講した場合(選任者のみ)

金 額 全額

運転経歴証明等手数料の助成

対 象 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明等を発行した場合

金 額 全額
※会員名簿の車両台数の範囲内

安全マネジメント講習会受講に対する助成

対 象 自動車事故対策機構が実施する安全マネジメント講習会等を受講した場合

金 額 受講料の一部(3千円)

環境対策事業

エコタイヤ・再生タイヤ導入促進助成 事前申込

対 象	別で定める環境対策の取組みに効果のあるタイヤを導入した場合
金 額	①エコタイヤ ・リム径19.5インチ以上…2千円（1本） ・リム径17.5インチ以下…1千円（1本） ②再生タイヤ ・1千円（1本） ※エコタイヤ・再生タイヤ併せて1事業所あたり上限20万円 ※タイヤは、夏用・冬用等の種類の内、1種類のみ対象車両に装着したものに限り助成する（1台当たり上限12本まで）

環境対応車導入促進助成

対 象	車両総重量2.5t超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車を導入した場合
金 額	①圧縮天然ガス（CNG）車 ・新車…通常車両との価格差の1／6 ・改造…10万円 ②ハイブリッド車 ・新車…通常車両との価格差の1／8 ※但し、地方公共団体等の補助があるときは、助成額を減額する ※その他、国土交通省の補助、全ト協の助成制度があります

EMS機器導入促進助成 ※デジタコ等 事前申込

対 象	全日本トラック協会が指定した装置を導入した場合
金 額	車両1台あたり機器価格（税抜）の1／3（千円未満切捨て・上限6万円） ※国の補助金との併用は、助成対象外。 自治体等助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で助成

アイドリングストップ支援機器導入助成 事前申込

対 象	エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器
金 額	蓄熱マット等の機器の価格（税抜）の1／2（千円未満切捨て） 但し、次に定めた額を上限とする ①電気式の毛布、マット等…5千円 ②エアヒーター…6万円 ③車載バッテリー式冷房装置…6万円

労働対策事業

健康診断受診助成 事前申込

対 象	一般健康診断（雇用時、定期、特定業務従事者（深夜業を含む業務）の健康診断）
金 額	運転者1名につき2千円 ※会員名簿の車両台数に2千円を乗じた額を上限

血圧計導入促進助成 事前申込

対 象	全日本トラック協会が指定した全自動血圧計（業務用）を導入した場合
金 額	機器取得価格（税抜）の1／2（上限5万円） ※1事業所1台

睡眠時無呼吸症候群（SAS）

スクリーニング検査助成 事前申込

対 象	SASの検査で、第1、2次検査を全ト協が指定する医療機関で受診した場合
金 額	①第1次検査費用…上限千円／人 ②第2次検査費用…上限4千円／人

大型・中型・準中型・けん引免許取得助成 事前申込

対 象	助成対象期間内に自動車教習所へ入校し、標記免許過程を修了、支払が完了し、標記免許を取得了した場合
金 額	①大型免許…8万円 ②中型免許…5万円 ③準中型免許…4万円 ④けん引免許…3万円 ⑤限定解除…2万5千円 ※但し、1事業者あたり10名 ※国の補助の合計が教習料を超えない範囲で助成

インターンシップ導入促進助成

事前
申込

対象	全日本トラック協会のインターンシップ受入事業者として登録し、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合
金額	①受入期間3日間…9万円 ②受入期間4日間…11万円 ③受入期間5日間…13万円

輸送サービス改善事業

信用保証協会保証料の補助

事前
申込

コロナ
関連
支援策

対象	石川県信用保証協会の保証を受け、銀行から融資を受けた場合
金額	保証料の1/2（上限20万円） ※但し、新規借入に限る。（当座貸越等は対象外） ※地方自治体等の助成を利用した場合、保証料の金額を超えない範囲で助成する

中小企業大学校講座 受講料助成

事前
申込

対象	中小企業大学校の研修コースを受講した場合
金額	受講料の2/3

近代化基金融資

【一般融資】

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ・近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金
 - ・設備の補修・改修に要する資金
- ②人材確保及び生産性向上のための設備資金
 - ・福利厚生施設の整備に要する資金
 - ・荷役機械（パワーゲートの設置を含む）購入に要する資金
- ③車両等の購入（代替を含む）および車両の改造に要する資金

【環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資】

- ・環境対応車（CNG車、ハイブリッド車）の購入に要する資金
- ・EMS機器等の購入に要する資金

【ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資】

- ・ポスト新長期規制適合車の購入に要する資金
- ・平成28年度排出ガス規制適合車の購入に要する資金

利子補給率 0.3%
償還期間 最大10年（車両は5年）

その他

保養施設を利用した場合の補助

対象	石川県トラック協会が協定している施設を利用した場合
金額	1名2千円（1回）を補助 ※会員名簿の車両台数の範囲内

注意点

※各種事前申込最終締切日 令和2年12月25日

※車両・装置の割賦契約、延払い契約、クレジット決済、手形払い等は助成対象外。

※いずれも予算額に達し次第終了となります。 ※協会費の滞納がない事業者が対象です。

※事前申込は、導入1か月前迄に提出。 ※各種助成金 実績報告書提出期限 令和3年2月28日（当日必着）

※事前申込済でも報告書の提出がなければ助成できません。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2284

詳しくは、同封の冊子「令和2年度助成制度」及び協会ホームページをご覧ください。

Gマークの
加点対象

エコドライブ推進事業所認定事業は、当協会が主催するエコドライブ推進運動において、燃費改善に向けた取り組みを実施した会員事業所に対し、エコドライブ推進事業所である認定を行うことにより、更なるエコドライブの普及、推進を図り、もって環境保全、安全性の向上に資することを目的に実施している事業です。

エコドライブ推進事業所認定事業

12事業所を新たに認定

(合計63事業所)

加賀市

宇谷運輸(株) 本店営業所

丸運トラック(株) 本社営業所

明和運送(有) 本社営業所

小松市

上田運輸(株) 本社営業所

海老運送(有) 本社営業所

NEW!! 互応物流(株) 北陸営業所

高橋配達(有) 本社営業所

吉村運送(株) 本社営業所

能美市

大協運送(株) 本社営業所

NEW!! 富山県トラック(株) 石川営業所**NEW!!** ナカムラ運送(有) 本社営業所

(有)能登物流 本社営業所

能美郡

タケシタ運送(株) 本社営業所

白山市

NEW!! (株)アクティー 白山配達センター

大高運輸(株) 北陸営業所

NEW!! (株)加賀オペレーションサポート 本社営業所

(株)関西丸和ロジスティクス 個配石川営業所

NEW!! 北日本運輸(株) 本社営業所**NEW!!** 黒瀬運送(株) 本社営業所

(有)ケイ.ケイ.エム 本社営業所

(株)シキケミカル

(株)タツタ流通産業

(株)北國輸送センター

野々市市

野々市商事(株)

金沢市

安房運輸(株)

NEW!! ASK金澤(株)

(有)工ス・ティ物流

(株)大崎

大森建設運輸(株)

環境開発(株)

北川運輸(株)

(有)城寛商事

(株)田内運輸

(株)トリビュート

中居建設(株)

中作運輸(株)

西川輸送(株)

日栄運送(株)

NEW!! 日彩サービス(株)

(株)ネットワークス

(株)北都高速運輸倉庫金沢 金沢営業所

(株)北陸環境サービス

北陸ダイセキ(株)

本社営業所

本社営業所

松任営業所

野々市市

本社営業所

石川営業所

河北郡

(株)榛南ツバタ

かほく市

(株)梶運送

羽咋市

(株)久保建材工業

(有)北陸建運

羽咋郡

長良通運(株)

(有)初谷運送店

北陸名鉄運輸(株)

羽咋郡

(株)青山運送

鹿島郡

日生運輸(株)

(株)北國輸送センター

NEW!! 水口運送(株)

鳳珠郡

(株)北國輸送センター

珠洲市

(有)セーフティ

(有)丸後運輸

北陸名鉄運輸(株)

星崎運輸(株)

丸運トラック(株)

(株)丸伸インダストリ

明和運送(有)

金沢支店

金沢支店

金沢営業所

本社営業所

金沢営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

北陸営業所

詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

<http://www.ishitokyo.or.jp/eco.php> TOP》環境対策

ご案内

令和2年度安全性評価事業（Gマーク）事前説明会の開催 ～小松・金沢・七尾の3会場で同時開催～

1. 日 時 令和2年5月13日（水）13：30～16：00
2. 場 所 ①ホテルビナリオKOMATSUセントレ（旧ホテルサンルート小松）
(小松市日の出町4-93)
②石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
③七尾サンライフプラザ（※文化ホール側）
(七尾市本府中町ヲ部38)
3. 対 象 認定取得を希望する事業者及び更新対象事業者
4. 申込方法 同封の申込書に必要事項をご記入の上、協会事務局にお申込みください。
5. そ の 他 4月16日（木）より、申請書作成システムがご利用出来ます。



お問合せ （一社）石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285

ご案内

令和2年度省エネ走行研修

1. 日 時 令和2年5月30日（土）～31日（日）

30日（土）	13:30	石川県トラック会館を出発。（貸切バス） 研修施設内に宿泊
31日（日）	8:30～15:00	研修
	19:20	石川県トラック会館に到着。（解散）

2. 場 所 中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市福谷町西ノ洞）
3. 対 象 者 指導的立場にあり、省エネ走行を実践・指導していただける方
4. 定 員 20名 ※1会員1名（先着順）
5. 申込方法 既にご案内の申込書により、4月24日（金）までに協会事務局にお申し込みください。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

第41回トラックドライバーコンテスト石川県大会

1. 日 時 令和2年6月27日（土）9:00より
2. 場 所 石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪町2-1）
3. 部 門 ①4トン部門 ②11トン部門 ③トレーラ部門
4. 申込方法 既にご案内の申込書により、5月22日（金）までに協会事務局にお申し込みください。

ご案内

事業報告書・事業実績報告書の提出

お忘れなく！

標記報告書は、法令により貨物運送事業者に提出が義務付けられているものでありますので、必ず下記の期日までにご提出ください。

1. 提出日及び提出部数

報告書の種類	提出日	提出部数
事業報告書	令和元年度の決算後100日以内	4部
事業実績報告書	令和2年7月10日まで（令和元年4月1日～令和2年3月31日の実績）	5部

※上記提出部数は、貴社控えを含んだ部数となります。

※トラック協会ホームページ（様式集）からもダウンロードできます。 

2. 提出先

- (1) 石川県トラック協会 (〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10)
- (2) 石川運輸支局輸送・監査部門 (〒920-8216 金沢市直江東1-1)

※運輸支局へ郵送にて提出する際は、返信用封筒の同封が必要となります。



ご案内

令和2年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局 功労者表彰並びに運行管理者表彰

標記表彰について、同封の表彰案内をご確認うえ、ご推薦くださいますようご案内申し上げます。

1. 北陸信越運輸局功労者表彰

(資格要件／運転者)

- (1) 石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- (2) 運転者として20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (3) 3年以上無事故・無違反の者。
- (4) 当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- (5) 満50歳以上。

(資格要件／その他従事者)

- (1) 石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- (2) 当該業務に25年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (3) 3年以上無事故・無違反の者。
- (4) 満50歳以上。

2. 石川運輸支局功労者表彰

(資格要件／運転者)

- (1) 運転者として15年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (2) 3年以上無事故・無違反の者。
- (3) 当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- (4) 満48歳以上。

(資格要件／その他従事者)

- (1) 当該業務に20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (2) 3年以上無事故・無違反の者。
- (3) 満48歳以上。

3. 自動車運送事業の運行管理者表彰（北陸信越運輸局・石川運輸支局）

(資格要件)

- 自動車運送事業の運行管理者として選任され、10年以上業務に従事し、現に運行管理業務を行つており、以下の（1）～（4）全てに該当する者。
- (1) 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有する者。
 - (2) 運行管理者の業務を十分に理解し、適確に実施していること。
 - (3) 勤務状態が優良であること。
 - (4) 5年以上の期間について、輸送の安全確保に努めたと認められる者。

※石川運輸支局運行管理者表彰後5年以上の者は北陸信越運輸局の同表彰対象

推薦期限

令和2年5月8日（金）まで

提出書類

当協会ホームページからダウンロード出来ます。

また、郵送を希望される方は、下記までお問合せください。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511



7、9日 集団健診

当協会は、会員従業員の健康診断受診機会の拡充を図るため、石川県予防医学協会協力のもと集団健診を実施し、36名が受診しました。(石川県トラック会館)



23日 石川運輸支局と月例会議

適正化実施機関は、石川運輸支局と月例会議を開催し、巡回指導結果や行政処分状況など諸課題について情報交換をしました。(石川県トラック会館)



26日 石川労働局と連絡会議

適正化実施機関は、石川労働局と連絡会議を開催し、最近の労働行政の動向や監督指導状況などについて情報交換をしました。(石川県トラック会館)



16日 金沢第一部



17日 金沢第三支部



18日 加南支部



19日 金沢第二支部



23日 能登支部



26日 石川支部

News Calendar

3月のおもなNEWS

MARCH 2020



石ト協

2日 連合石川から春闘に関する要請

石川県トラック協会は、連合石川(西田満明会長)から春闘生活闘争に関する要請を受けました。また、北村誠石ト協専務理事は、労働力不足をはじめとする業界の経営環境について理解を求めました。(石川県トラック会館)



広報委員会

3日 第104回広報委員会

広報委員会(小前田彰委員長)は、会議を開催し、本年度の広報活動に係る事業報告を行ったほか、トラックの日のPR事業など次年度の事業計画について協議をしました。(石川県トラック会館)

各支部で運営委員会を開催～次年度の事業計画などを審議～

石ト協

9日

駐車規制の見直し

石川県警察では、3月8日(日)から金沢市内に「貨物集配中の貨物自動車」用の駐車枠を新設しました。

これは、トラックドライバーの働き方改革を支援することを目的に集配車に対する駐車規制を緩和したもので、これにより、ドライバーの労働時間短縮や集配効率の向上が期待されます。

9日(月)には、久安常信会長が現地を訪れ、集配中のドライバーに改正内容を説明するとともに激励の言葉をかけました。



施行日	令和2年3月8日(日)午前9時から
見直し場所	金沢市本町1丁目地内の2区間 ①リファーレ金沢前 ②ルキーナ金沢前
内 容	貨物集配中の貨物を駐車可の対象に追加 ※貨物は、軽貨物自動車を含む営業用・自家用貨物自動車
注意事項	・他のドライバーへの配慮として長時間駐車は避けましょう。 ・駐車見直しは「貨物集配中の貨物」に対するものであり、休憩や時間調整目的の駐車はできません。 ・駐車可能な時間帯以外や指定枠外では駐車違反の対象となります。

駐車規制の見直しについて

～貨物集配中の貨物自動車の駐車可～

石川県警では3月8日から、金沢市中心部の一部区間で駐車禁止規制の見直しを行いました。

駐車規制緩和時間は午前9時から午後5時までとなっており、集配中の貨物自動車であれば、指定枠内で駐車することができます。



【施行日】 令和2年3月8日(日) 午前9時から

【見直し場所】 金沢市本町1丁目地内の2区間

見直し場所(金沢市本町1丁目地内)	路線名	規制見直し内容	延長	駐車可能時間
① リファーレ金沢前	市道	駐車可の対象追加	18m	9時-17時
② ルキーナ金沢前	市道	駐車可の対象追加	18m	9時-17時

【見直し内容】

- 上記2区間で貨物集配中の貨物自動車を駐車可の対象に追加

※ 貨物自動車は軽貨物自動車を含む営業用貨物自動車・自家用貨物自動車



ドライバーの皆さんへ

- 他のドライバーへの配慮として長時間駐車は避けましょう。

○ 駐車の見直しは「貨物集配中の貨物自動車」に対するものであり、休憩や時間調整目的での駐車はできません。

- 駐車可能な時間帯以外や指定枠外では駐車違反の対象となります。

石川県警察本部

新たに追加された標識

運転マナーの遵守徹底を！

事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他の模範となるべき安全でマナーの良い運転を心掛けなければなりません。

交通法規の遵守はもちろん、プロドライバーとしての自覚のもと、安全でマナーの良い運転を心掛けましょう。

ポイ捨てなんて
言語道断！



【道路交通法】第76条（禁止行為）

第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

第4号 石、ガラスびん、金属片そのほか道路上の人若しくは車両などを損傷するおそれのある物件を投げ、または発射すること。

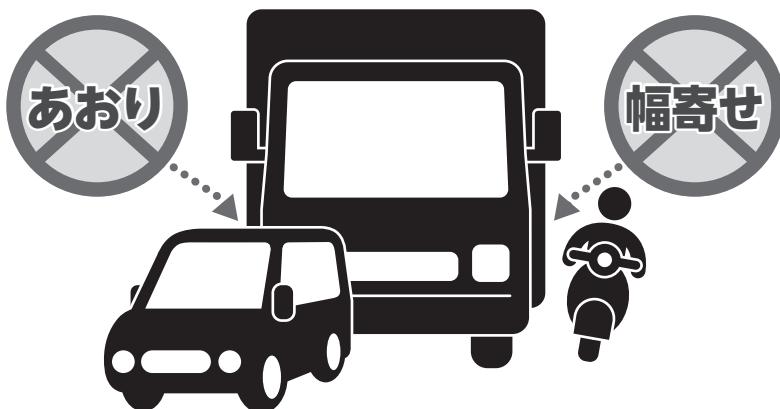
第5号 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両などから物件を投げること。

(5万円以下の罰金)

あおり行為など危険運転は絶対に してはいけません!!

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。

一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで恐く感じるものです。「幅寄せ」や「あおり」などは絶対にしてはいけない行為です。



ドライバーの命と 大切な荷物を守るために! 異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

⚠ 異常気象時における措置の目安 ⚠

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時 	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じ ブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10~15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、 高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための 措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20~30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・ 風雪等）時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達

※この目安は令和2年2月28日現在。

無理な輸送を
強要されたら…

▶▶▶ 荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を執るべきことを勧告するもの。

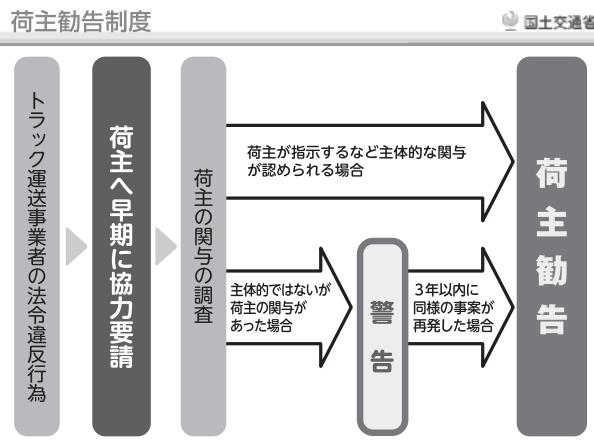
勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

こんなときは情報提供を!!

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。



無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1 QRコードを読み取り！		方法2 ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！ ▶
輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集		

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について																									
<p>国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。</p>																									
意見等の募集窓口																									
<p>長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、こちらへ情報をお寄せください。</p>																									
●お持ちの情報はこちらへ投稿ください																									
<p style="text-align: center;">クリックすると 投稿画面が開きます</p>																									
国土交通省適正取引相談窓口																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国土交通省 自動車局 貨物課</td> <td style="width: 30%;">03-5253-8575</td> <td style="width: 30%;">北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td style="width: 30%;">025-285-9154</td> <td style="width: 30%;">中国運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td style="width: 30%;">082-228-3438</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>011-290-2743</td> <td>中部運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>052-952-8037</td> <td>四国運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>087-802-6773</td> </tr> <tr> <td>東北運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>022-791-7531</td> <td>近畿運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>06-6949-6447</td> <td>九州運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>092-472-2528</td> </tr> <tr> <td>関東運輸局 自動車交通部 貨物課</td> <td>045-211-7248</td> <td>神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門</td> <td>078-453-1104</td> <td>沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課</td> <td>098-866-1836</td> </tr> </table>		国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438	北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773	東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528	関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836
国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438																				
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773																				
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528																				
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836																				

北陸地方整備局 管内の特車通行許可時間帯の指定を見直します！

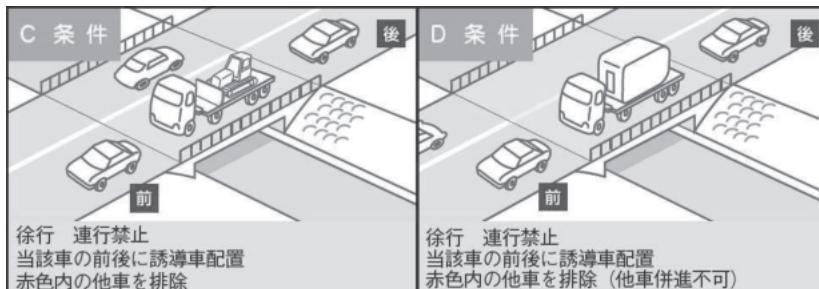
4月1日より！

国道全線について長さが20mを超える車両は夜間通行を条件として許可してきましたが、このたび、2020年4月1日（水）以降の許可から、特に交通への影響が大きい必要最低限の区間以外は、夜間通行の条件指定を見直すとします。

管内の一箇所が残りますが、具体的な箇所及び通行条件は、許可証に添付される条件書または、C・D条件箇所一覧をご確認下さい。

特殊車両通行許可に係る通行条件の注意点

①特殊車両の通行時間帯指定基準は、「重量」については特殊車両通行許可限度算定要領において定められる通行条件の区分がDとなる車両は、夜間通行となり、「寸法」については同算定要領において定められる通行条件の区分がCとなり、かつ車両の幅が3mを超えるものは、夜間通行としています。（全国統一基準）



②2020年3月31日以前に許可された許可証の通行条件の見直しは行いません。

③2020年4月1日以降に許可された場合は、許可証に添付の条件書またはC・D条件箇所一覧に記載の通行条件に従って下さい。

C・D条件箇所一覧									
通行許可番号	通行管理者	起終点	地名	引率区分	名称(又は区域)	出発地側交差点	交差地名	目的地側交差点	交差地名
通行許可番号	運転者名	出発地側	目的地側	運転者名	出発地側交差点	交差地名	目的地側交差点	交差地名	運転者名
1									
運転者別	条件	運転者別	地名	引率区分	名称(又は区域)	出発地側交差点	交差地名	目的地側交差点	交差地名
普通乗用車	C	普通乗用車	主事地区道 神奈川県道1号横浜平塚茅ヶ崎線	計画	-	南大野町出入口5339230110	西区所谷	西口5339230169	上郷間
半自動車	引率:C 重量:D	大和市	神奈川県道1号横浜平塚茅ヶ崎線	-	-	南大野町5339230168	-	-	新興交差点
自動車	引率:C 重量:D	大和市	神奈川県道1号横浜平塚茅ヶ崎線	-	-	新興交差点	-	西口5339231878	-

当該箇所に時間帯指定が記載されている区間又は箇所に限り、通行時間帯が制限されます。

新規会員のご紹介

KMSJAPAN 合同会社

代表者名：釜谷悟

〒920-0062
金沢市割出町12-1
TEL : 076-255-3987
FAX : 076-255-3985
車両台数：5台
支部：金沢第二支部

ミナトヤ運輸(株)

本社代表者名：大河内俊彦

本社住所：福井県越前市岩内町24-2-5
営業所代表者名：齋藤信彦
〒920-0333
金沢市無量寺町3-72
TEL : 076-256-0448
FAX : 076-256-0449
車両台数：24台
支部：金沢第二支部

EVENT CALENDAR 4月の行事予定

6日(月)

青年部会第8回正副部会長会議（石川県トラック会館）
春の全国交通安全運動知事メッセージ伝達式（石川県庁）
春の全国交通安全運動街頭キャンペーン（アトリオ）

7日(火)

高速安協ハイウェイ・セーフティーレディー委属式ほか（中日本高速道路）

8日(水)

第105回広報委員会（石川県トラック会館）

14日(火)

中交協石川県支部第139回支部役員会（石川県トラック会館）
青年部会第3回ブロック大会に関するワーキンググループ会議（石川県トラック会館）
青年部会第8回全体会議（石川県トラック会館）

16日(木)

石川県交付金監査（石川県トラック会館）

20日(月)

石川運輸支局・適正化実施機関定例会議（石川運輸支局）

21日(火)

二水会（石川県自動車会議所）
金沢第二支部第11回全体会議（石川県トラック会館）
石川支部第11回全体会議（グランドホテル白山）
加南支部第11回全体会議（ホテルビナリオKOMATSUセントレ）

22日(水)

金沢第三支部第6回全体会議（石川県トラック会館）

24日(金)

石川県貨物運送協同組合連合会理事会（石川県トラック会館）
奥能登支部第11回全体会議（能登町）

※新型コロナウイルス感染症拡大の関係により、一部行事が中止となることがございますので、予めご了承ください。

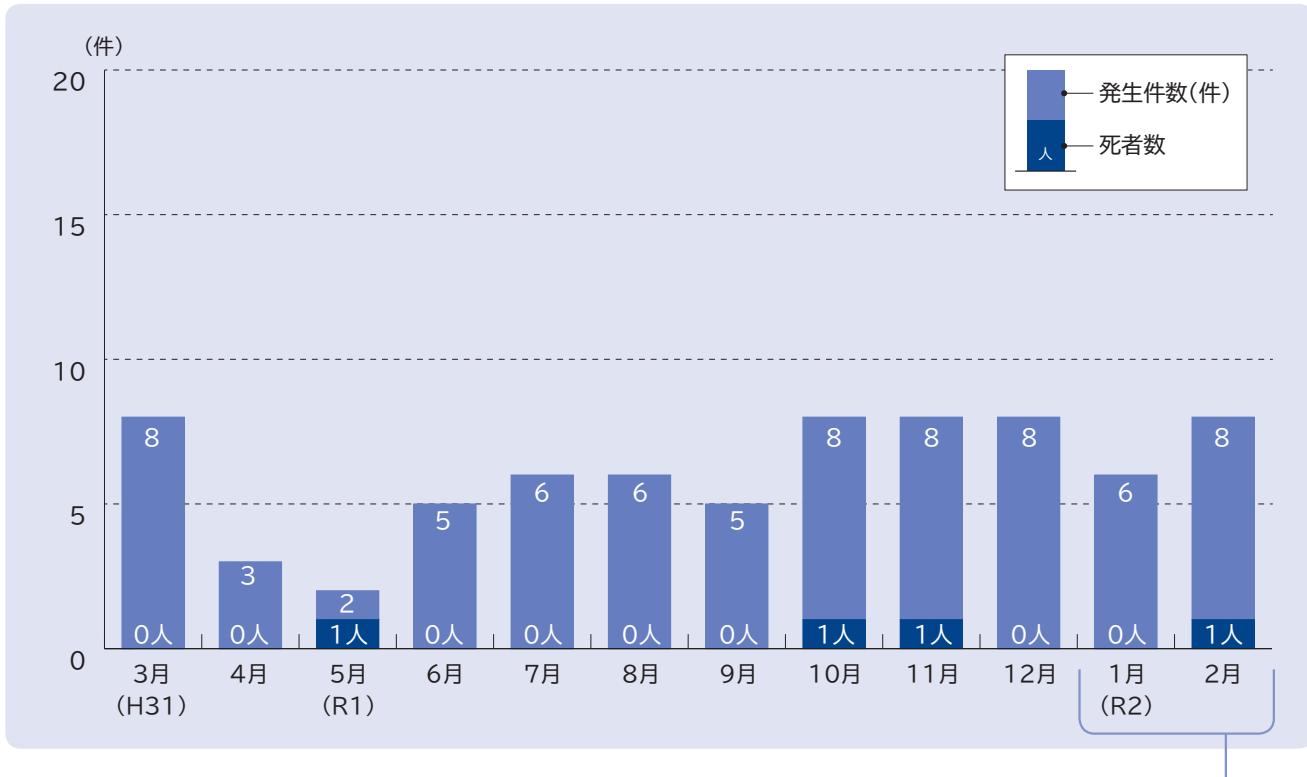
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
61	6	株田中建材	代表者名	直川修次



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和2年事故類型別発生状況(2月)

	人対車両	車両相互							車両単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(±0)	1(+1)	7(+1)	1(-1)	0(±0)	1(+1)	0(-2)	3(-2)	1(±0)	0(±0)	14(-2)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)

※ () 内は昨年比

(提供／石川県警)

(参考)

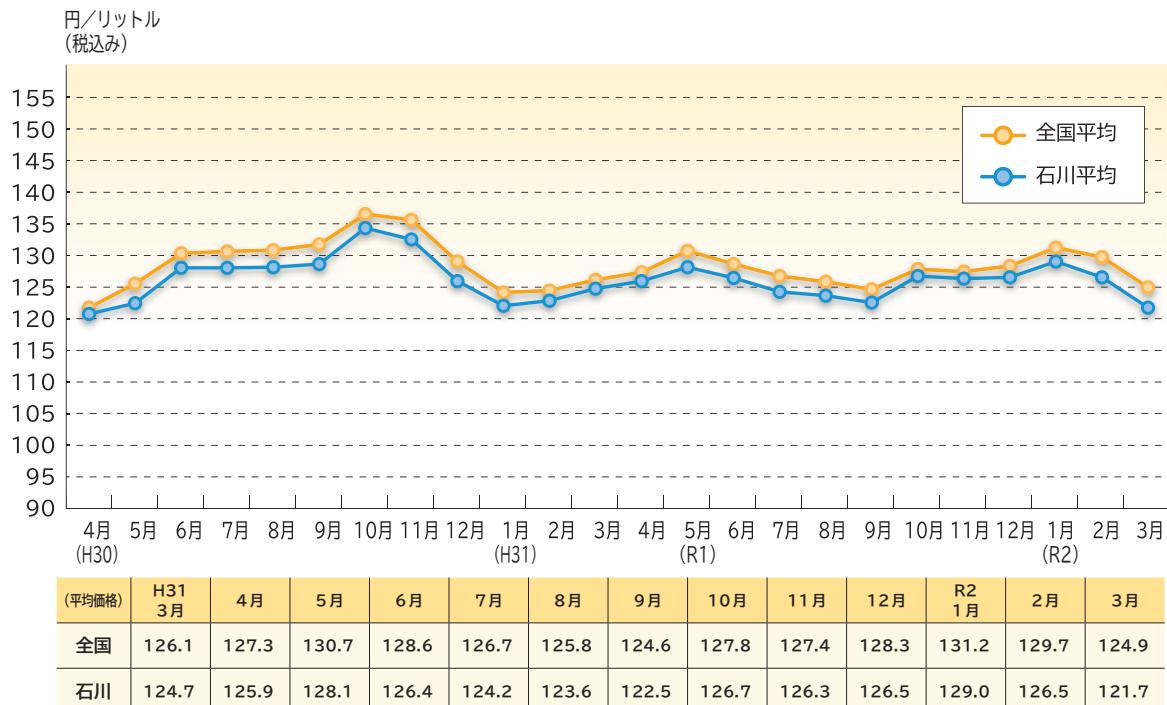
石川県内全車種(乗用車含む) 令和2年交通事故発生状況 2月 (増減)

発生件数	死者数 (人)
382 (-10)	9(+4)



軽油価格情報

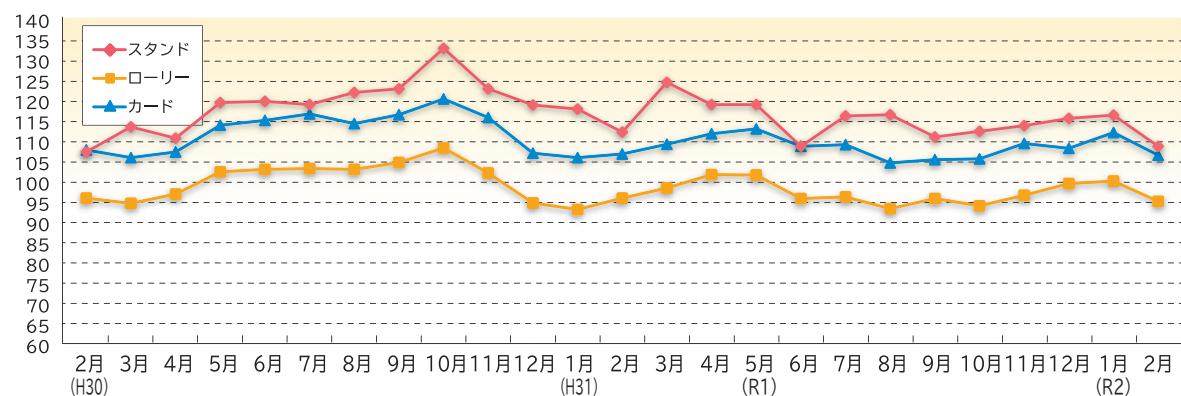
軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内 30 事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	H31 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R1 1月	2月
スタンド	111.9	124.2	118.7	118.7	108.4	115.9	116.2	110.7	112.1	113.5	115.3	116.1	108.4
ローリー	95.6	98.1	101.4	101.3	95.5	95.9	93.0	95.5	93.7	96.3	99.2	99.8	94.8
カード	106.5	108.9	111.5	112.7	108.4	108.8	104.3	105.1	105.3	109.1	107.9	111.8	106.2
値上げ要請額	1.6 (11社)	2.4 (14社)	2.1 (10社)	1.1 (7社)	0.7 (10社)	1.2 (11社)	1.0 (2社)	2.4 (6社)	0.7 (7社)	1.4 (7社)	2.3 (10社)	1.1 (9社)	1.2 (3社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。（ ）内は、要請のあった事業者数。

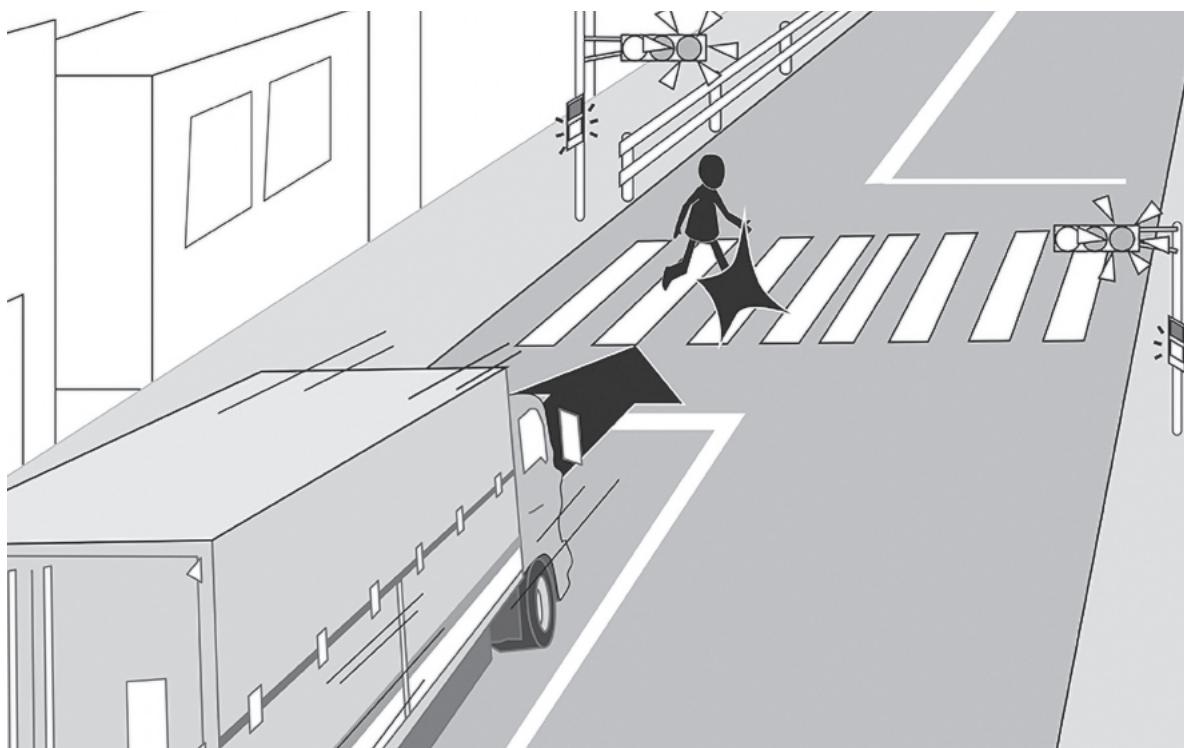
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究87

横断中の歩行者をはねる

事故の概要

- 発生日時** 3月29日（金） 午後4時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況** 運転者が配送先に向かっていた途中、手動式の信号を見落として横断歩道に進入してしまい、横断中の歩行者をはねて死亡させたもの。
- 事故当事者** 男性27歳 相手側 男性19歳
- 事故原因** 運転者は、その日最後の配送先に向かって走行していました。その日は給料日で久しぶりに彼女と食事に行く約束をしており、いつもより少し緊張感が薄れて運転していました。そんな時、携帯電話が鳴りメールを確認し、そして前方に視線を戻した時には目前に歩行者の姿がありました。あわててブレーキを踏みましたが間に合いませんでした。一瞬の脇見の間に手動式の信号を見落とし横断歩道に進入していたのです。
運転中のちょっとした考え方や脇見の間に、交通状況は刻々と変わっていきます。運転中は安全確認を徹底し、車を降りるまでは油断することなく緊張感を持ちたいものです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

19歳男子死亡

総損害額 8,200 万円

■被害概要

- ・被害者の職業 専門学校生
- ・被害状況 頭蓋骨骨折・急性硬膜下血腫などにより病院で開頭手術等の懸命な治療を受けるも、事故から8時間後に死亡したものの。

■損害額内容

・治療費	150万円
・逸失利益	4,600万円
・慰謝料	2,400万円
・葬儀費	150万円
・弁護士費用その他	900万円
計	8,200万円

■運転者について

禁固1年6ヶ月、執行猶予3年の刑事処分
運転免許取消2年の行政処分を受けました。

被害者について

被害者の家族構成は父・母・被害者・弟の四人家族でした。

被害者は、その日専門学校で授業を受け、いったん自宅に帰り軽い夜食を取った後、自宅からアルバイト先の近所のファミリーレストランに向かう途中で事故に遭いました。被害者より今日は少し帰りが遅くなると聞いていた家族に、被害者が出かけて間もなく、突然警察から事故の電話連絡が入り、急いで病院にかけつけましたが、家族全員の願いも叶わず帰らぬ人となってしまいました。

被害者は小さなころから、大人になつたらフランス料理のシェフになるのだと、将来の夢を家族や親しい友達によく話をしていました。一昨年、高校を卒業した後、調理師専門学校に入校し、最初の一年でみっちり料理に関する基礎を学び、これからやっとフランス料理の実習が始まると嬉しそうに語っていたそうです。その矢先に今回の事故により、その夢を一瞬にして閉ざされてしまい、さぞや無念だったことでしょう。

加害運転手の一瞬の不注意が、このうえなく大切な、ひとつの命とひとつの家庭のささやかな幸せを奪ってしまったのです。残された家族は、被害者を失った悔しさと悲しみを、これからも忘れるることはできないでしょう。

この事故から学ぶ事

今回の事故の直接的な原因は運転者の脇見運転にあります。

時速50kmで走行している車は一秒間に約14m、時速70kmならば約20mも進んでしまいます。自分ではほんの一瞬だけ目を離したつもりでも、車は思っている以上に走行してしまうものなのです。運転中は集中を切らさず、前方をしっかり見つめ、スピードを出しすぎないように心がけましょう。

運転中のちょっとした考え方や脇見の間に、交通状況は刻々と変わっていきます。運転中は安全確認を徹底し、車を降りるまでは油断することなく緊張感をたもちましょう。

提供：中部交通共済協同組合 事故防止部



今月の
BEST SHOT!
ベストショット!



3月26日に公開したPR動画「トラックで踊ってみた。～TRUCK・DANCE～」の制作風景。北陸学院大学のダンス部とトラックドライバーの皆さんに撮影にご協力していただきました。
※動画は、協会ホームページ(Youtube)にて公開

旬の

「じわもん」味わいまっし！ JIWAMON



今が旬
「たけのこ」

加賀野菜「たけのこ」は江戸時代に金沢金城地区ではじめられ、それから内川地区、富樫地区に広がったと言われています。
冬の寒さの中、じっと春の訪れを待った石川のたけのこは節と節との間が詰まった柔らかいのが特徴です。
4月中旬から5月下旬までの出荷時期でたけのこの旬は短く、貴重な春のごちそうです。
たけのこの鮮度は根元のイボイボで見分け、紫がかかったものは新鮮で、時間が経つと黒ずんでいきます。良いたけのこは、砲弾型で皮の色が薄いものと言われています。
天ぷらや、若竹煮、たけのこご飯と、いろんな食べ方で旬を味わってはいかがでしょうか。